

管理型処分場環境安全委員会について

平成 29 年 10 月 5 日
環境省 環境再生・資源循環局
福島地方環境事務所

1. 環境安全委員会とは

- ・ 管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定書（平成 28 年 6 月 環境省、福島県、富岡町、楡葉町）に基づき設置するもの。
- ・ 管理型処分場への特定廃棄物等の処分等の状況等を監視し、環境の保全その他の安全の確保について助言を行う。
- ・ 委員は、学識経験者、福島県、富岡町、楡葉町、地域住民で構成。

2. 設置要綱

別添のとおり。

3. 当面のスケジュール

第一回委員会

- ・ 10 月 5 日開催。
- ・ 事業概要・安全対策の説明及び施設の現地確認を実施。

第二回委員会

- ・ 10 月下旬開催予定。
- ・ 事前モニタリング結果、情報の公開方法等の説明を予定。

第三回以降については、埋立開始後、事業の進捗状況及びモニタリングデータの蓄積状況等を踏まえ、年数回、継続的に開催予定。